

幕末・明治初年における常滑焼の流通

高部 淑子

(日本福祉大学知多半島総合研究所 教授)

はじめに

常滑焼の研究は、古代・中世を中心に、遺跡から発掘された遺物を資料とする考古学の分野で行われてきた。その研究成果は『愛知県史』別編・窯業3⁽¹⁾などに反映されている。

それに対して、近世常滑焼に関する研究蓄積は少ない。1980年代以降、近世考古学の成果が公表されてきた。そのなかには常滑焼が発掘された遺跡も紹介されている⁽²⁾。しかし、近世考古学の発掘が江戸の大名屋敷を中心に進められてきたこともあり、常滑焼、それも大型の瓶以外の常滑焼製品の発掘事例はきわめて少ない。

考古学以外からの研究成果としては、瀧田貞一『常滑陶器誌』⁽³⁾、常滑市誌編さん委員会『常滑窯業誌（常滑市誌別巻）』・『常滑市誌』⁽⁴⁾などがある。しかし、これらは生産に重点が置かれる傾向が強く、近世の資料としては数点の古文書が紹介されているのみである。

その後、文献資料からアプローチした近世常滑焼に関する研究として、中野晴久「近世末期の常滑における「瓶仲買衆」について」⁽⁵⁾、杉江理代「明治初期の北条地区における常滑焼の生産について」⁽⁶⁾が発表された。いずれも利用史料の写真・翻刻が掲載されており、点数は少ないながらも近世常滑焼を考える上での貴重な素材を提供している。また、先述した『愛知県史』別編・窯業3⁽⁷⁾の「総論」中の「常滑窯」は、近世常滑焼の考古学・歴史学両面からの研究の到達点を示している。

歴史学からの研究が立ちおくれた要因の一つが、近世常滑焼にアプローチしうる古文書の存在がほとんど確認できなかったことにあることは否定できない。近世以来継続して常滑焼に関わっている家は数少ない。また、常滑焼の生産者の移転・廃業など文書の保存にとって厳しい状況が続いている。しかし、瀧田金左衛門家に関する文書群に、

近世常滑焼に関する史料が含まれていることが判明した。文書群の一つは瀧田金左衛門家文書⁽⁸⁾、もう一つは加藤家旧蔵文書⁽⁹⁾である。

瀧田金左衛門家は、18世紀初頭から北条村に居宅を構えた家である。幕末期から明治10年代半ばにかけて、最大時4艘の廻船を持つ廻船主として活動し、1872年（明治5年）以降は木綿問屋も営んだ。その居宅は復元され現在「廻船問屋瀧田家」として公開されている。瀧田金左衛門家文書はその居宅に保管されていた文書群である。加藤家旧蔵文書は、経緯は不明であるが瀧田家から流出したと思われる文書を含むコレクションである。

瀧田金左衛門家が廻船業を営んでいたため、ここに含まれる常滑焼に関する史料には流通に関わるものが多い。近世常滑焼の流通については、「窯屋から直接需要地の商人に売られた場合が多かったようである」⁽¹⁰⁾、「江戸時代には、窯屋が直接地方へ販売しており、問屋制度はなかった」⁽¹¹⁾などと従来説明されてきた。つまり、生産者と消費地の商人が直接取引を行い、その中間の流通を担う業者は存在しなかったというのである。これに対して、中野晴久氏は「甕仲買衆」の存在を明らかにして流通のあり方について一石を投じている⁽¹²⁾。

また、同氏は江戸遺跡における急須の発掘状況として、江戸時代後期から明治前半の遺構から多く出土し、常滑焼の急須は白泥藻掛けの急須が大部分であること、1820～50年代のものと想定される急須があること、1854年（安政元年）に製法が完成したといわれる朱泥の急須は出土するもののその数はきわめて少ないことを指摘している⁽¹³⁾。筆者も、瀧田金左衛門家文書を使って、常滑焼の瓶や急須・徳利などが幕末期に江戸市場に流通していたことを紹介したことがある⁽¹⁴⁾。

これらの研究蓄積をふまえ、本稿では瀧田家に
関係する文書群の史料を主に用いて、常滑焼の流
通に焦点をあてて、市場の実態やそこに流通する
製品、流通に関わる商人の存在などを考えたい。

瀧田金左衛門家文書、加藤家旧蔵文書に含まれ
る常滑焼関係の史料をみると、1877年（明治10
年）ごろまでの常滑焼の取引先は江戸（東京）と
尾張・三河・美濃・伊勢の環伊勢湾地域の2地
域にほぼ限定される。これ以外での取引は、伊豆
の下田・網代で確認できるが、いずれも単発的で
ある。風待ちで立ち寄った湊の需要を満たすため
の取引と考えられる。したがって、本稿では史料
の残存状況に応じて、江戸と環伊勢湾地域での流
通のあり方をそれぞれ検討することとする。

1. 近世常滑焼の概略

常滑焼の生産において、近世は大きな変化の時
代であった。

中世においては知多半島全域の丘陵部に分布し
ていた常滑焼の窯は、北条・瀬木・常滑の3ヶ
村の集落内に集中するようになった。窯も丘の傾
斜面を利用した半地上式の大窯に変化した。大窯
の内部は区分されていないため、焼成時に窯内に
置かれた場所によって焼むらが大きいという問題
があった。

この問題を解決したのが、1834年（天保5年）
に完成した登窯であった。登窯は内部をいくつか
の室に分けて、室ごとに燃料を焚く。そのため窯
全体を高温にすることが可能になり、高温で焼成
した真焼品の製造が容易になった⁽¹⁵⁾。

19世紀初頭から前半の常滑焼に関しては、『尾
張徇行記』『尾張名所図会』に記事がある。

【史料1】⁽¹⁶⁾

北条村 農業の外瓶細工を産業とし、(中略) 甕
を焼産業とする者九十戸ほとつゝにて所持せり、(中
略) 甕は名古屋・美濃・三河・遠江・伊勢・志
摩の国其外へも売つかはし、播州赤穂へは塩の
たらし瓶を焼售つかはすと也、此北条・瀬木・
常滑の三村より出す甕を総て常滑焼と称す

瀬木村 甕釜先年二本立なりしかは今は一本立に
なり、細工人は五人あり

常滑村 甕竈は半立八人持なり、今は甕焼の外に
花瓶・茶具などいろへ製作する者もあり、(中
略) 此常滑の内に瀬木の八兵衛・奥条の長三郎
といれる者共に品々陶器を焼出せり、常滑焼と
て人々重宝すると也

【史料2】⁽¹⁷⁾

常滑村にて製する所にして、殊に大甕・酒壺・花瓶、
及び茶器の類など尤雅品にして、世人是を常滑焼
とて賞美す、古へ当国より陶器を多く出せる事、
延喜式・朝野群載等にも見えて、古くより朝廷に
貢献し、当村ハ即陶器濫觴の地也、今の世俗陶器
を呼て瀬戸物といふ、こは当国春日井郡瀬戸村に
て作る所の陶器上品にして、しかも天下に普く流
通し、焼出せる数も亦多ければ、なべてかく通称
するなるべし、或説に瀬戸とハ海辺の称にて、此
常滑焼ことに古く、当所ハ海も近ければ、瀬戸焼・
瀬戸物など号け初て、其称の天下に弥綸せしよし、
されど何れか是なるといふことをしらず、今も此
辺の山中を掘れば、古陶器を得ること多し、是昔
焼しものゝ地中に埋れて、全きもの尤稀也、たま
へ全きを得れば、世俗珠玉のごとくに珍重す、
古へ当所にて造る物ハ、大小共にミナ甕の類なり
しが、百年已前よりは手作りの急焼・茶器・酒器
などをも焼出して、好事家の求めに応ず、中にも
近き頃長三郎及び白鷗、俗に八兵衛と云、などい
へる名工かはるへ出て、其人乏しからず、曾て
白鷗の香合を作りて、綾小路大納言有長卿へ献
せしかバ

老の浪よする衣の浦人ハ

つくれる亀乃年もふるらし

と詠ミて賜ひぬ、実に此白鷗ハ近世の名工なりし

【史料1】の『尾張徇行記』は18世紀末から
19世紀初頭の様子を記した地誌である。【史料2】
の『尾張名所図会』は1844年（天保15年）刊
行である。窯の「1立」とは窯2基を意味するの
で、【史料1】からは、北条村9基、瀬木村2基、
常滑村1基の窯があり、北条村の窯は1基8人

の共同所有であったことがわかる。

さらに、【史料1】には、名古屋および美濃・三河などの近国、さらには播磨国赤穂などへも移出されていたことが記されている。また、【史料1】【史料2】とも、瓶はもちろん花瓶・酒器・茶道具などの生産が行われ、八兵衛（上村白鷗）や長三郎（伊奈長三郎）などの名工が出現していたことも記している。【史料2】の記載が正しければ、100年前つまり18世紀前半から急須や茶器・酒器を生産していたことになる。「瀬戸焼」「瀬戸物」の呼称も、本来は海に近い常滑で用いられたのが始まりであるとしている。

流通する製品については後述するが、中世以来継続して生産される瓶に加えて、近世中後期には常滑では「細工物」「小細工物」などと一括される小型の道具・容器類の生産が始まった。この点でも、近世は変化の時代であった。

2. 大消費市場江戸の常滑焼

(1) 江戸市場における取引

100万人以上の人口を抱える江戸には、日本各地からさまざまな焼物が入り込んでいた。「重宝録廿」⁽¹⁸⁾には、「江戸表諸邑船運送入津陸附着荷高密々御尋ニ付左ニ奉申上候」として、1856年（安政3年）11月に報告された江戸移入品が記され

ている。そのなかの「瀬戸物」の項をまとめたのが【表1】である。実際の「重宝録」には「尾州様御国産十三万式千式百八俵程」のように記されている。「製品」欄は省略を補ったり漢字の表記を適宜変更している。また、「通称」欄は各藩の「御国産」というだけでは産地などが判然としないので、一般的な焼物としての名称を推測して補ったものである。

【表1】から江戸に移入する焼物の傾向をみてみよう。まず、江戸には笠間など江戸近郊からの焼物が入らず、相馬焼を除いて尾張・美濃以西の下り物であったことがわかる。

江戸移入品のなかでも、「尾州様御国産」つまり瀬戸焼・美濃焼が他の焼物を圧倒している。常滑焼は、「大村丹後守様御国産」（波佐見焼）や京焼、信楽焼と同程度の江戸移入量であることがわかる。江戸では、常滑焼と京焼・信楽焼はそれぞれ同じ程度の流通量があったのである。森本伊知郎氏の研究によれば、江戸遺跡での出土陶磁器は肥前系と瀬戸・美濃系が多数を占め、18世紀後半以降肥前系の比率が低下し、瀬戸・美濃系、京・信楽系および産地不明の製品の比率が上昇することが指摘されている⁽¹⁹⁾。【表1】からみると、産地不明の出土陶磁器のなかに常滑焼の製品がある程度含まれている可能性は高い。

表1 「重宝録」にみる江戸移入の焼物類

産地	製品	通称	数量	割合(%)
尾張・美濃	尾州様御国産	瀬戸焼・美濃焼	132208 俵	43.2
紀伊	紀州様御蔵入御国産	男山焼	45117 俵	14.8
肥前	松平肥前守様御国産	唐津焼・有田焼	24794 俵	8.1
肥前	大村丹後守様御国産	波佐見焼	6672 俵	2.2
陸奥（磐城）	相馬大膳亮様御国産	相馬焼（相馬駒焼・大堀相馬焼）	4697 俵	1.5
筑前	筑前持下荷物	小石原焼	12185 俵	4
山城	京都焼	京焼	23165 俵	7.6
近江	信楽焼	信楽焼	25042 俵	8.2
和泉	堺播鉢		8153 俵	2.7
尾張	常滑并細工物	常滑焼	23500 俵	7.7
合計			305533 俵	100.0

* 「重宝録廿」より作成。

江戸に入ってきた焼物類は瀬戸物問屋を経由して消費者のもとへ届けられる。江戸には30軒前後の瀬戸物問屋があったと思われる。「諸問屋名前帳」には、株仲間解散以前からの瀬戸物問屋17軒、1854年（安政元年）以降の新規加入の瀬戸物問屋10軒の名前が見られる。「諸問屋仮組名前帳」には2軒の名前がある。「江戸買物独案内」には32軒の瀬戸物問屋が掲載されている。

常滑焼の取引相手として瀧田家と関係がある瀬戸物問屋は13軒を数える。その瀬戸物問屋をまとめたのが【表2】である。【表2】の13軒のうち、瀬戸物問屋の株仲間に所属している問屋が10軒、所属していない商人が3軒である。株仲間に所属しているなかでも、株仲間解散以前から仲間に所属している問屋が6軒、株仲間再興以降に加入した問屋が4軒である。

【表2】だけでは各商人の性格や位置づけが判明しない。具体的に瀧田家の取引関係史料をみると、三木屋武兵衛・高嶋屋藤右衛門・志満屋清右

衛門・甲州屋庄兵衛との取引を示す史料が数多く残っている。瀧田家では13軒と均等に取引を行うのではなく、この4軒が常滑焼取引の中心であったと推定される。

主な取引相手4軒のうち、株仲間に所属している3軒はどのような問屋であったのだろうか。

【史料3】⁽²⁰⁾

乍恐奉御願上候御事 下書

今般江戸行荷物御筋筋無之品ハ、名古屋船入町大高屋善九郎、并ニ江戸半込榎町伊勢屋藤左衛門方ニ而取締仕、金高壺歩之口銭ヲ取、売買可仕旨御触之趣承知奉畏候、就而者当所産焼物之儀、先年方竈御年貢米壺石五合ツ、年々庄屋手前江取寄、御上納之仕来ニ御座候、尤右品売払之節者、竈本方船頭江直売ニ仕候、猶又売先之儀者、右船頭方江戸表御屋形様瀬戸物売捌人霊岸嶋三木屋武兵衛初、中沢屋藤兵衛・高嶋屋藤右衛門・本所嶋屋清右衛門・堀留町西浦屋五郎兵衛、右五人者共江売

表2 瀧田家と取引が確認できる江戸瀬戸物商人

相手	居所	所在確認期間	仲間	備考
三河屋金右衛門	牛込牡丹屋敷	文化6～安政2	○	
中沢屋藤兵衛	霊岸嶋町	文化6～安政2	○	
西村屋勘兵衛	本銀町2丁目	文化6～安政6	○	
三木屋武兵衛	南新堀1丁目 (天保1) 霊岸嶋町	文政9～明治2	○	文政9年三木屋源七から改名、再加入（文化6年～三木屋源七→文政2年休株）
美濃屋善助	通1丁目	文政10～明治2	○	文政10年豊田屋清蔵より株式譲請 文久元年休業届
丸屋権八	深川元町 (元治1) 霊岸嶋町 (明治2) 本材木町	天保10～明治2	○	天保10年松坂屋長右衛門より株式譲請
豊田屋久三郎	(慶応3) 坂本町2丁目 坂本町1丁目(四日市町)	嘉永4～明治2	○	
高嶋屋藤右衛門	南新堀1丁目	嘉永4～明治2	○	
西浦屋五郎兵衛	堀留町1丁目	嘉永4～明治2	○	
志満屋清右衛門	本所緑町4丁目	安政3～明治2	○	
甲州屋庄兵衛	浅草諏訪町			
伊勢屋安兵衛	北新堀			
伊勢屋熊次郎	霊岸嶋			

* 田中康雄編『江戸商家・商人名データ総覧』をもとに作成。

* 「所在確認期間」は同書において利用されている史料類で当該商人の存在が確認できる期間を示す。同書では明治2年「東京市中各種問屋組合仲売人書上帳」までをデータの対象としているので、その後営業を継続している場合も明治2年までの「所在確認」となる。

* 「仲間所属」欄の○は「諸問屋名前帳」に名前があることを示す。

渡シ、右之者共夫々江売買仕来ニ御座候間、御締筋無之儀ニも無御座候間、何卒此段厚ク御聞分被成下、御慈悲ヲ以是迄仕来之通り被成下置候様仕度、偏ニ奉御願申上候、以上

亥十二月

北条村庄屋

久兵衛

岡崎弥兵衛様御陣屋

【史料4】⁽²¹⁾

規定証

尾州常滑方積送りニ相成候瓶類之儀、往古より取締も有之候処、両三年已来猥ニ相成候ニ付、今般旧習ヲ除キ、仲間一統集会睦合之上取締世話方相立、規定左之通取極候事

一船々入津之節者、取締世話方江相届、入津高夫々取調、五軒江割付、水揚為致候筈取極候、尤今清殿・豊久殿両家ニ而入用之節者、六ツ割一ト分ヲ両家江割渡し候事

但シ、荷物割付品柄精々平等ニ相成候様、取締世話方ニ而正実ヲ尽シ心配可致候

一水揚相嵩、置場等ニ差支候族者、取締世話方江其旨相届ケ可申候、早速世話方ニ而捌方多分之御人江振替可申者勿論、仮令一時ニ入ニ相成、俄ニ品物相嵩候共、積入之舟々江迷惑ニ不相成候様、世話方ニ而取扱可申候事

但シ、異風瓶注文之節者、猥ニ不相成候様ニいたし、取締世話方江相届ケ、印形ヲ受候上ニ而注文書差出し可申候

一直段高下掛引之義者、仲間一統衆会之上取極可申者勿論、総而一己之存寄ヲ以掛引文通等決而致間敷候事

一浦賀・加奈川両地江水揚ケニ相成候瓶類之義者、仲間ニおゐて不抱多少、一切取扱仲間敷候事

一瓶入津割付之儀者、万事取締世話方ニ而取扱候ニ付、若商法相背自儘ヲ取計候節者、為過料金百円出金致し、取締退役之上二ヶ年休業可致候事

但シ、取締世話方ニ而種々手数も相掛り、失費等多分ニ付、為役費金三十円仲間世話方江一ヶ年ニ出銀可致候

右之条々仲間一統集会之上、衆評相立取極候ニ付

而者、相互ニ実意ヲ尽シ睦合、商法吃度相守可申儀者勿論、万一壺ヶ条ニ而も於相背者、其人方過料金五十円仲間江出金いたし、一ヶ年無違失休業可致候、為後証連印依而如件

明治五壬申年十月

清水武兵衛

高橋藤右衛門

前田権八

加藤五良兵衛濃州住宅ニ付

店支配人熊ヶ谷吉兵衛

渡辺清右衛門

【史料3】は1863年(文久3年)北条村庄屋から横須賀陣屋に出された願書の下書である。江戸移出品の内、商取引上の統制が不十分である商品について、名古屋船入町の大高屋善九郎と江戸牛込榎町の伊勢屋藤左衛門を取締に任命して、口銭を徴収して商取引の統制を図るという触が出された。それに対して、常滑焼の場合は、竈年貢を毎年上納し、「竈本」(生産者)から船頭に直接販売し、船頭は江戸の瀬戸物問屋に販売することになっているので、常滑焼の取引には問題がないとして、大高屋らの統制下に入らず従来どおりの取引を願っている。ここでは、江戸での販売先として、「江戸表御屋形様瀬戸物売捌人」である三木屋武兵衛・中沢屋藤兵衛・高嶋屋藤右衛門・嶋(志満)屋清右衛門・西浦屋五郎兵衛の名が挙げられている。

【史料4】は1872年(明治5年)に、東京の問屋が常滑焼の取引について作成した規定である。第1条で、東京へ入ってきた常滑焼製品は5軒の問屋に質量とも均等に割り振ること、「今清」(今利屋清左衛門)と「豊久」(豊田屋久三郎)が荷物を必要とする場合は、荷物の6分の1を今利屋・豊田屋に割り当てることを決めている。連名をしている5軒の問屋は、【史料3】の5軒のうち中沢屋藤兵衛を除いた4軒と前田(丸屋)権八である。中沢屋藤兵衛は1869年(明治2年)の「東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」ではその名前が確認できず、この【史料3】と【史料4】の間の約10年間に廃業した可能性もある。

【史料3】【史料4】からは、国産品ではない常

滑焼も、尾張藩国産の瀬戸物を扱っている瀬戸物問屋を、江戸市場への窓口とすることが原則であったことがわかる。【表2】にあるとおり、瀧田家の取引先は13軒確認できるので、この原則が完全に守られていたわけではない。しかし、重要な取引相手である三木屋ら3軒は【史料3】に名を連ねる、国産荷物を扱う問屋であった。国産荷物を扱う瀬戸物問屋を優先しながら、その他の瀬戸物問屋とも必要に応じて取引をしていたのが実態であろう。

瀧田家の主要取引先の残る1人・甲州屋庄兵衛は、【表2】にみるとおり「諸問屋名前帳」「諸問屋仮組名前帳」などに記載がない、仲間外の商人である。瀧田家との関係は1864年(元治元年)からみられ、明治以降に取引が増加する傾向にある。甲州屋の印文には「おろし小売」とあり、江戸に移入した荷物を、小売商や消費者に売りさばくのを主要な業務としていた可能性もある。

甲州屋と常滑焼の関係については、次のような史料がある。

【史料5①】⁽²²⁾

乍恐奉願上候御事

知多郡名産常滑焼瓶類を初小細工焼物類、数年江戸表江差送り、彼地おゐて右焼物類締ニ手広売買有之趣ニ御座候、然所江戸浅草諏訪町甲州屋庄兵衛と申者ハ、私從來至而入魂ニ御座候付、同人方ニおゐて右小細工焼物類出店差出シ、商ひ仕度奉願上候、尤焼物之内瓶類之儀ハ、江戸表八軒ニ締有之売買いたし候儀ニ付、私儀ハ甲州屋庄兵衛方ニ小細工物而已之出店差出し、商ひ仕度奉存候、尤御聞濟被下置候得ハ、庄兵衛も其御筋江御願可申上答ニ御座候間、何卒右願之趣江戸表御役所江御打合被成下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

巳十一月

常滑村

伊左衛門

半田小兵衛様御陣屋

右伊左衛門御願申上相違無御座候付、奥印仕候、以上

右村庄屋

源兵衛

【史料5②】⁽²³⁾

乍恐奉願上候御事

私儀江戸浅草通諏訪町甲州屋庄兵衛と申者、從來至而入魂ニ相暮申候ニ付、同人方江常滑焼小細工物差送り商ひ仕度奉願上候、尤焼物類是迄仕来り積送り候人々之差支ニ不相成様ニ可仕候間、何卒御聞濟被成下候様奉願上候、右庄兵衛も其御筋江御願可申上候答ニ御座候間、何卒右願之通江戸表御役所江御打合被成下置候様奉願上候、右願之通御聞濟被成下候ハ、重々難有仕合奉存候、以上

午

常滑村

伊左衛門

半田小兵衛様御陣屋

右庄屋

源兵衛印

乍恐御請奉申上候御事

江戸浅草通諏訪町甲州屋庄兵衛方江、常滑焼小細工物差送り商ひ仕度旨、常滑村伊左衛門奉願上候由ニ而、差支之有無御尋被遊奉畏、段々申合候処、右伊左衛門御願申上候一条、当村おゐて差支之筋無御座候、依而御請奉申上候、以上

午八月

常滑村庄屋

松本新右衛門

瀬木村庄屋

庄次郎

北条村庄屋

定助

半田小兵衛様御陣屋

【史料5①】は1857年(安政4年)の願書、【史料5②】は1858年(安政5年)の願書と請書である。常滑村の伊左衛門は、「從來入魂」である甲州屋庄兵衛を足がかりに、常滑焼の小細工物の江戸での販売ルート開拓を願いだした。【史料5①】では直接出店する計画があったようであるが、認められなかったのか、翌年の【史料5②】では甲州屋へ荷物を送り販売する計画を立てている。こ

の願書に対して、常滑・瀬木・北条各村の関係者にこの計画による支障の有無が諮問され、3ヶ村連名で支障がない旨を返答している。

伊左衛門と甲州屋の関係は不明であるが、甲州屋が常滑焼を扱うようになったのは、この伊左衛門の願書が契機であったと思われる。また、ここで販売対象となっているのは瓶ではなく小細工物であることも注目される。瓶は古くからの常滑焼の主力製品であり、【史料5①】から、瓶類は江戸表の問屋8軒で取り扱うことになっていたことがわかる。しかし、おそらく天保期ごろから江戸への移入量が急増すると思われる小細工物については、流通ルートが確立していなかったこと、生産者からすると新たな流通ルート開拓のチャンスが残されていたことが、この願書から推測される。甲州屋は常滑焼が製品の幅を瓶から細工物へと広げる過程で、従来の常滑焼の流通・販売ルートとは異なる経緯で参入してきた商人と考えられよう。株仲間には所属していない伊勢屋安兵衛・伊勢屋熊次郎も、甲州屋と同じような存在であったかもしれない。

瀧田家の常滑焼取引からは、江戸（東京）市場とのルートは、①尾張藩と関係の深い瀬戸物問屋、②その他の瀬戸物問屋、③新規開業した仲間外商人、の3つがあったことがわかる。そして、①を中核としながらも②を補完的に利用し、③の独自ルートを活用することで、江戸（東京）市場への常滑焼の供給体制を構築していたと考えられる。

(2) 江戸で求められる常滑焼製品

では、どのような常滑焼製品が江戸市場で流通したのだろうか。

【史料6】⁽²⁴⁾

注文覚

真釜両様とも
一上道明寺
一同上酢瓶
真釜
一同上坪

真釜
一前半銅

真釜
一小半銅
一尺八間半銅

小ふり無御用
一赤広
大振処よし

一赤酢瓶 百本者せしへ御間ニ合可被下候

一赤小半銅

一赤便所樋箱

一替り瓶 角瓶・白葉掛瓶

一焼酎瓶 大中小上々千本斗

〆

上出来

布袋壺合徳り

式合徳り

三合徳り

大ふり壺升徳り

取合五六百俵

真やき

平水・丸平水

尺5式尺まで処沢山

葉掛□□花生

平水丸水鉢

尺5式尺まで 沢山

右之品水揚次第現金ニ仕切致しさし上可申候間、

宜敷御積入可被下候様ニ偏ニ奉願上候、以上

丑ノ二月廿五日

志満清

瀧田儀三郎様

貴下

【史料7】⁽²⁵⁾

覚

一奥条 上小道

一奥条 真釜上酢

一奥条 真釜上壺

一奥条 真釜上半ト 二五仕切ニ而

一奥条 真釜夏半ト

一 赤酢瓶

一 広

一 上間半ト
 一 井戸側
 大貳尺・并貳尺・尺八寸
 右之内何れニ而も宜敷有合品御積入可被下候
 一 沢山へ小便ツ、下箱
 一 布袋壺升徳り
 一 火色急須
 一 葉懸水鉢るい
 一 円五郎殿出流之瓶るい・水鉢るいいろへ
 一 真焼之方已前三光ニ而焼申候 [酒器の図あり]

真焼・火色両様共

右之通注文申上候間、是非御積入可被下候様奉願上候、瓶之分ハ何卒奥条釜ヲ別段ニ御積入可被下候、小便ツ、下箱此分何卒沢山へへへ御積入可被下候、直段可成丈上仕切さし上可申候、以上

四月八日 三木
 瀧儀様

【史料6】は1865年（慶応元年）志満屋清右衛門が瀧田儀三郎に宛てた注文書である。「道明寺」から「小半銅」までは大型の瓶類である。「赤便所樋箱」は便器類、「替り瓶」「焼酎瓶」は小ぶりの瓶、「〆」以降は花生や徳利などの細工物や小さめ（直径1～2尺）の水鉢である。

【史料7】は三木屋武兵衛からの注文書である。冒頭の「上小道（上小道明寺）」から「上間半ト」までは大型瓶類、井戸側、小便筒、徳利・急須の細工物、水鉢と注文が続く。

このように、江戸に流通する常滑焼には、大小の瓶類のほか、便器類・井戸側などの住宅用建材や細工物があった。後にみるように環伊勢湾地域で流通するような火鉢などの暖房具や鍋などの厨房用品は、江戸の瀬戸物問屋との取引では確認できない。

【史料6】【史料7】から、大型瓶類でもさまざまなものがあったことがわかる。「道明寺」「酢瓶」「壺」「半戸」「夏半戸」「間狭半戸」「広」などが確認できる。さらに、1861年（文久元年）4月

に三木屋武兵衛が仕入れた瓶をまとめたのが、【表3】である。ここでも「道明寺」「酢」「半戸」などの瓶が取引されていることがわかる。

これらは形状の違いによって区別される瓶の名称である。江戸時代に常滑焼の取引に関わっていた人たちは、それぞれの名称の瓶がどのようなものであるのか、共通認識を持って取引を行っていたはずである。『常滑窯業誌』によると、道明寺や半戸は径に比して高さがあるもの、間狭や広はそれより高さがないものようであるが、酢瓶・壺などは紹介されていない。瓶の名称と形状の関

表3 1861年4月三木屋武兵衛が仕入れた瓶類

製品	単価	数量	代金
奥上小道明寺		41	
奥上小道明寺内白不出来		4	
奥上小道明寺焼切		2	
大釜小道明寺		49	
大釜小道明寺焼切		2	
大釜小道明寺不印		3	
(合計)		101	内 125 両
真焼上酢		1	45 匁
真焼半戸		1	45 匁
大釜上酢	37.5	3	112.5 匁
上間半戸	25	21	525 匁
上間半戸次物	22	8	176 匁
上夏半戸	21	2	42 匁
小ぶり上尺二半戸		10	110 匁
上尺半戸	8.5	6	51 匁
大釜小半戸		1	9 匁
小ぶり焼酎瓶 4 斗入	16	7	112 匁
焼酎瓶 3 斗入	12.5	4	50 匁
穴付焼酎瓶 2 斗入	12	6	72 匁
焼酎瓶 2 斗入	11	2	22 匁
焼酎瓶 1 斗 5 升入	9	4	36 匁
穴付焼酎瓶 1 斗入	8	8	64 匁
焼酎瓶 1 斗入	7.5	35	262.5 匁
焼酎瓶 1 斗入徳利	8.5	4	34 匁
上尺半戸頭口		1	2.8 匁
上尺半戸大頭口		1	3.5 匁
(合計)		125	1774 匁

* 瀧田金左衛門家文書 23-5-3-1 をもとに作成。

係を文字で明記している史料は確認されていない。『常滑窯業誌』などに記されている瓶の名称と形状は聞き取りなどによるもので、実際には瓶の名称と形状の関係は現在では判然としない点が多い。

しかし、【表3】からわかるように、それぞれの瓶によって単価は明確に区別されている。単価がわかるものでは、真焼の上酢・半戸が1個45匁である。単価は記されていないが、道明寺は、単純に内金を個数で割っても74匁余となる。道明寺瓶は上酢などの1.5倍以上の価格であったことがわかる。環伊勢湾地域での取引史料には道明寺瓶はほとんどみられない。つまり、道明寺瓶は江戸向けの高級常滑焼製品であったのである。

瓶は形状の違いに加えて、品質・製法や産地、大きさ、デザインなどでさらに細分化されている。

品質の基準の一つは焼成方法とその出来栄えである。「真釜」「真焼」といわれるのは登窯で焼かれた焼きしめのよいもの、「大釜」「赤」は大窯で焼かれた焼きしめの甘いものである。従来「赤物」は伊勢湾周辺で流通するといわれてきたが、江戸へも出荷されていたことは明らかである。

出来栄えの良し悪しは、【表3】では「内白不出来」「不印」「次物」などと表現されている。【表3】で「上間半戸」が単価25匁、「上間半戸次物」が単価22匁とあるように、出来栄えによって単価は変動する。常滑焼に関する史料をみると、「キツ物」「痛」などと注記されている製品があり、それでもこの「上間半戸」の例と同じように、多少安めの価格設定で流通している場合が多い。このことは、焼物生産において同等の品質の製品を大量に製造することの難しさとともに、品質に応じた焼物の需要があることを示している。

その他、釉薬の有無も製品を分ける一つの基準である。「葉掛」や内側のみ釉薬を掛ける「内薬」などの注記がある場合がある。また、産地の指定も行われている。【史料7】では、「奥条釜」の瓶を積むように三木屋は注文している。【表3】でも奥条の道明寺瓶を仕入れていることがわかる。

【表3】の瓶の中には、「大小」の区別や「尺二」のような寸法、「四斗入」のような容量が、瓶の

名称に付け加えられているものがある。焼酎瓶をみると、4斗から1斗入まで、場合によっては5升刻みで異なる大きさの瓶がつくられていたことがわかる。他の史料によれば1石入の焼酎瓶もあったようであるが、【表3】からも1斗入が焼酎瓶の主力商品であったことが想像される。

デザインによる区別は、【表3】でいえば焼酎瓶の穴付がそれにあたる。その他にも、「口ヅ」「雷門付」などと特記される瓶類がある。「口ヅ」は瓶の口を多少なりとも絞った形状の瓶と思われる。「雷門付」とは、雷紋（方形の渦巻き状の線）が型押しされた瓶である。用途に応じた形状のアレンジや装飾を施した瓶も流通していたことがわかる。さらに【史料4】では「異風瓶」を猥に注文しないように注記され、【史料6】では「替り瓶」として角瓶や白い釉薬掛けの瓶が注文されている。常滑焼の瓶も、使いやすさや価格といった単なる生活道具としての価値だけではなく、デザイン性が求められるようになってきたのであろう。

一方、「細工物」の中心は徳利と急須である。

徳利は1～3合程度の小容量のものから、5合・1～2升などの中型・大型のものがあったようである。単に「徳利」と記されていることもあるが、たとえば「サメかん」⁽²⁶⁾、【史料6】【史料7】にあるように「布袋」と記されているものもある。

「サメかん」は鮫焼の爛徳利のことを指すと思われる。鮫焼は表面全体に灰汁釉を塗り焼成すると、釉薬に亀裂が生じて鮫皮状になるために付けられた名称である。文政期に開発された焼き方といわれ⁽²⁷⁾、その製品は開発から数十年後には江戸市場に受け入れられていたといえよう。

また、「布袋」は布袋徳利のことである。徳利の胴部に窪みを作り、そこに布袋像を貼り付けたもので、備前焼の代表的な製品といわれる。常滑焼の布袋徳利はそれを模倣したものであろう。しかし、瀧田家関係の文書には幕末期から布袋徳利がしばしば登場する。それも【史料6】にあるように、5～600俵という単位で取引されているのである。標準的には、1升徳利なら14本、3合徳利なら40本で1俵に梱包されている。常滑焼の布袋徳利の江戸での総流通量は正確にはわか

らないが、10万本を越す数が流通していたと考えられるのが妥当であろう。

急須は「きび正」「急火焼」「急焼」などと表記される。【史料1】【史料2】からは、19世紀初頭には常滑で茶器類が生産されていたことがわかる。1832年（天保3年）知多郡東阿野村の三田家で休息をとった熊本藩主細川斉護に対して、三田家から常滑焼の「角急火焼」と「丸小同（急火焼）」などが献上されている⁽²⁸⁾。一般市場への流通実態は不明であるが、天保期には献上品となる

だけの品質の製品があり、それだけの評価を獲得していたと考えられる。

熊本藩主への献上から約25年後、1858年（安政5年）10～12月に江戸に出荷された茶器をまとめたのが【表4】である。品質や形状、色合いで区別された急須が、それぞれ数十から数百個の単位で出荷されていることがわかる。12月の出荷分は急須だけでも1148個にのぼる。

表4 1858年における急須・土瓶の出荷状況

年月	製品	数量	出荷主	受荷主		
安政5年10月	土瓶	29 箇	関治左衛門	豊田屋久三郎		
	急火焼	11 箇				
	火色急焼大極上丸形	160	松本又四郎	三木屋武兵衛		
	火色急焼	153				
	火色急焼	55				
	火色急焼	80				
安政5年11月	大極上々火色土瓶	20	松本又四郎	三木屋武兵衛		
	大極上々火色四合入きひしよ	20				
安政5年12月	丸形土瓶	32 入 9 俵	関治左衛門	三木屋武兵衛		
	口広土瓶	32 入 4 俵				
	火色急火焼	40 入 6 俵				
	大極上丸形小急火焼	50 入 1 俵				
	大極上丸形夏目小急火焼	50 入 1 俵				
	大極上ふじ形小急火焼	60 入 2 俵				
	大上丸形火色急火焼	54 入 2 俵	松本又四郎	三木屋武兵衛		
	夏目形火色急火焼	55 入 1 俵				
	上々夏目形火色急火焼	55 入 1 俵				
	中丸形急火焼	54 入 1 俵				
	下丸形急火焼	45 入 1 俵				
	丸形急火焼	45 入 1 俵				
	水こぼし	66 入 5 俵				
	大極上火色切立急火焼	40 入 4 俵			関平左衛門	三木屋武兵衛
	大極上火色丸形急焼	1 俵 (上 36・下 12)				
	大極上火色竹形急須	40 入 1 俵				
	切立急須	5				
丸形急須	18					
切立急須	15					
葉掛急須	40 入 1 箇					

* 瀧田家文書「細工物覚帳」から作成。

【史料8】⁽²⁹⁾

覚			
一貳百五十一匁五分	五〇	い印	火色きひ正 三四合 五百〇三ツ
一百九十匁〇八厘	三貳	ろ印	次もの 五百九十四
一三百四十匁貳分	十〇	五は印	火白瀧湯わかし 三十六入九俵
一百匁八分	三〇	に印	小きヒ正 三百六十
一五十九匁四分	五五	へ印	白きヒ正 百〇八ツ
一九十貳匁壹分六	三貳	と印	中きヒ正 二百八十八
一壹貫三十匁九分	六五	ほ印	込きヒ正 千五百八十六
一百八十四匁	四〇		同湯わかし 廿八廿三俵
一四十五匁	三〇		真焼尺貳平水 五枚入三俵
一三十七匁五分	貳五		同尺四 五枚入三俵
一五十九匁五分	三五		同蓋尺四 十七枚
一百廿三匁	三〇		尺貳四十一枚
一改九十三匁			内 拾枚口違

〽貳貫五百十四匁〇四厘

此金四拾壹兩三分ト九匁〇四厘

改金四拾壹兩一分ト九匁四厘

右之通り

卯七月

高嶋屋藤右衛門

瀧田儀三郎様

【史料8】は1867年（慶応3年）江戸の高嶋屋藤右衛門が瀧田儀三郎から急須や水鉢を仕入れた時の代金の勘定書である。急須が6種類、湯わかしが2種類、その他は水鉢である。冒頭の項目は、「い印」の3～4合入「火色きひ正」503個、単価は「五〇」つまり0.5匁なので、急須503個分の代金は251.5匁ということを示している。

高嶋屋は6種類の急須を合わせて3500個近く仕入れている。急須の単価は0.3匁から0.65匁とかなり安価である。最も高い道明寺瓶と最も安い急須を比較すると250分の1以上の価格の開きがある。市場に流通する急須は、大量生産・大量販売しなければ商品としてのうまみは少ない。徳利と同様、江戸市場で流通する常滑焼急須はかなりの数であったと考える必要がある。

一部の特別注文品を除いては、安価で大量に流通していた徳利や急須であるが、それでも江戸の瀬戸物問屋からは生産者を指定して注文されることも少なくなかった。

【史料9】⁽³⁰⁾

覚		
一矢筒		百俵也
一樋箱		貳百本
一真焼平水	八寸方尺五寸まで	百俵計
一植木鉢	いろへ	五拾俵計
一布袋壹合・貳合・五合・壹升まで		取合五拾俵
	村田安右衛門殿作、外之方之考無御用	
火色上々キヒ正		貳合・貳合位取合
		間半銅入子一而百俵計
〽		
右通り		
十二月四日		志満屋清右衛門
瀧田儀三郎殿		

（後略）

【史料9】は志満屋清右衛門から瀧田儀三郎への注文書である。1866年（慶応2年）12月4日付である可能性が高い。この注文書で、志満屋清右衛門は樋箱や水鉢・植木鉢・布袋徳利・急須などを注文している。布袋徳利については、村田安右衛門の製品に限り、他の製品は無用であるとまで言い切っている。細工物は、安価であっても生活空間に置かれて毎日の暮らしのなかで使う道具であるので、使い勝手の良さや、見栄え、デザインの良し悪しが求められ、それだけ瀬戸物問屋からの要求も厳しかったことが想像される。

個々の常滑焼の取引史料をみていくと、意外な

取引やその方法が判明することがある。

【史料 10】⁽³¹⁾

覚
 一小用所 廿七俵
 一ヒ箱 五拾本
 内五本痛
 一細工物 三拾俵
 一信楽物 五拾俵
 〆百五拾七俵
 右之通慥ニ受取申候
 十一月廿二日
 三木
 儀三郎様

【史料 10】は 1855 年(安政 2 年)か 1867 年(慶応 3 年)のものと思われる三木屋武兵衛の荷物の受取書である。便器類・細工物とともに「信楽物」とあるのが注目される。信楽も江戸時代には水瓶や茶器を得意とした焼物の産地である。50 俵という俵に梱包された状態で輸送されているので、茶器類であった可能性が高い。

これが本当に信楽で生産された信楽焼であったとは考えにくい。信楽から江戸への輸送路としてもっとも一般的なのは木津川を利用して大坂方面へ輸送し、そこから船積みして江戸へ向かう方法であろう。もちろん、信楽から伊勢湾沿岸の湊へ陸送して、そこで船積みすることも不可能ではない。しかし、それならば桑名や四日市を經由して出荷される信楽焼の記録が残るはずである。瀧田家の船も、桑名や四日市から荷物を積むことも多いが、そこにも信楽焼を積んだ形跡はない。【史料 10】の「信楽焼」は、常滑で生産された「信楽焼」風の製品と考えるのが妥当であろう。布袋徳利が備前焼の模倣であったことは前に述べた。幕末期の江戸において、信楽風常滑焼、備前風常滑焼だけではなく、他産地風の模倣製品が流通していたことも十分ありうることである。江戸遺跡からの出土品の産地も再考の余地があるのではないだろうか。

常滑焼の製品は、船積みして江戸へ運ばれる。廻

船は隅田川河口から神奈川あたりの沖合に碇泊する。荷物はそこで茶船に積み替えられて霊岸嶋や日本橋などの瀬戸物問屋に運ばれる。これまでみた史料において、瓶などの大きな製品は「本」、細工物は「俵」で数えられていることから、瓶などはそのまま、細工物は俵に梱包されていたことがわかる。

【史料 11】⁽³²⁾

覚
 一金貳兩三分一朱ト三百八拾八文 豊吉殿仕切
 一金貳兩ト四百貳拾六文 文治殿仕切
 一金六兩貳朱ト三百拾九文 紋三殿仕切
 一金壹兩貳分一朱ト貳百四拾五文 入子瓶仕切
 一金壹分 小細工物運賃
 一金貳分式朱也 同貳拾六俵運賃
 〆金拾三兩壹分式朱ト壹貫三百八拾貳文
 右之通御渡し申上候
 閏五月七日 三木や武兵衛
 瀧田儀三郎様

【史料 11】は 1857 年(安政 4 年)、三木屋武兵衛が瀧田儀三郎に仕切金や運賃を支払った記録である。【史料 11】には「入子瓶」の仕切代金が計上されている。【史料 9】にもあったように、瓶や細工物の俵は、さらに大きな瓶に入れ子にして運ばれる場合があった。しかし、【史料 11】において、他の仕切代金は、豊吉・文治・紋三という支払先＝生産者が明確に記されているのに対して、入れ子の瓶は生産者が明記されていない。入れ子の製品は通常の荷物とは扱いが異なっていた可能性もある。

瓶も細工物も割れ物である。船中での緩衝材として藁が使われる。この藁も江戸に到着後は商品として売却される。

【史料 12】⁽³³⁾

仕切状之事
 六月十一日
 一瓶藁四百四拾七束
 二百七十
 代金壹兩貳分ト九匁三分三厘

内
 一四匁九分六厘 口せん
 一七匁壹分五厘 はしけちん
 〆拾貳匁壹分壹厘
 引〆金壹兩壹分三朱ト九分九厘
 此錢百〇八文
 右之通仕切金銀不残相渡、此表無出入勘定相済申
 候、以上
 子六月十四日 十一屋伝左衛門㊤
 栄周丸金左衛門殿

【史料 12】は 1864 年（元治元年）、常滑焼を
 積んで江戸に到着した後、緩衝材の藁を十一屋伝
 左衛門に売却した際の仕切である。十一屋伝左衛
 門は、江戸東湊町に居住する炭薪問屋である。1
 航海分と思われる藁が 447 束、諸経費を差し引
 いた仕切代金は 1 兩 1 分余、道明寺瓶 1 個分と
 同じ程度である。緩衝材の藁も江戸では意外な収
 益源となったのである。

3 環伊勢湾地域における常滑焼の流通

(1) 環伊勢湾地域の市場構造

常滑焼の環伊勢湾地域における流通のあり方
 は、次の 2 点の史料からうかがうことができる。

【史料 13】⁽³⁴⁾

預り手形之事
 一尾州新川筋 瓶屋衆
 福田和助殿
 砂子 吉田屋久三郎殿
 新川橋詰 米屋佐吉殿
 同 西詰 問屋権左衛門殿
 外町 竹屋源右衛門殿
 清須 榎津屋又兵衛殿
 四ツ家 角屋重助殿
 ひら村 万屋弥左衛門殿
 同 綿屋太蔵殿
 平田 瓦屋兵左衛門殿
 三州筋 同
 平坂 瓶屋専右衛門殿
 山ノ際長八殿

松江 松倉屋九助殿
 御苗武助殿
 御苗忠右衛門殿
 同 駒七殿
 三ツ又 同 糸蔵殿
 も路 同 利喜蔵殿
 同 要作殿
 ミヤ 同 仁平殿
 同 同 権九郎殿
 鶴ヶ崎 同 代助殿
 大嶋 同 亀七殿
 田原 同 富蔵殿
 かにへ 同

津多屋新九郎殿
 柴田屋喜助殿
 同 喜三郎殿
 御苗幸左衛門殿
 同 武助殿
 井桁屋豊八殿
 御苗仁兵衛殿
 飛嶋新田 米屋与平殿
 ミのそば嶋 浅野庄兵衛殿
 同 堀津村 御苗源四郎殿
 伊勢くろべ

右蓮名之通り此外共瓶売先場所、当寅七月と来ル
 辰ノ七月盆後迄二ヶ年之間、慥ニ預り置申処、実
 正ニ御座候、然ル上ハ一ヶ年ニ付預り料代金八兩
 ツ、遣シ可申候、為後日依而一札如件

嘉永七年甲寅七月吉日 関幸助㊤
 渡辺与三左衛門殿
 瀧田金左衛門殿

【史料 14】⁽³⁵⁾

一瓶売先場所
 名古屋所々
 山崎夫々
 津嶋夫々
 美濃夫々
 桑名夫々
 三州平坂
 同 尾柿
 代金三拾兩也

文久二年戊十二月 売主 庄七
 請人 源四郎
 同 金次郎
 但、与三左衛門分
 内幸助殿頼付、半分譲渡ス筈、是亥正月十五両請取
 売先名前左ニ

山崎
 井戸田 肥物や定七
 新橋 中のや徳三郎
 納屋 瓶屋吉右衛門
 広小路 広瀬や武助
 駿ヶ町 大田や藤三郎
 鍋屋町 熱田や惣三郎
 あかつか 美濃や嘉助
 大曾根 辰巳屋久助
 同所 孫助
 七間町 尾沢や清兵衛
 小舟町 久喜屋文助
 巾下筋又川町 橘屋伊八
 同所 万屋弥八
 同 瓶屋儀平
 同 橘屋甚左衛門
 濃州
 赤目 清四郎
 野間 善兵衛
 竹ヶ花 鉄屋忠兵衛
 同 坪や利兵衛
 新田 早見平六
 本郷 花や徳左衛門
 おぐま 米や利左衛門
 すのまた 才木屋宗兵衛
 むすぶ 伊左衛門
 ろく 竹屋卯助
 かつろ 九右衛門
 ろくの 文八
 白石 米や清兵衛
 上田 源六
 津嶋 才木や角右衛門
 同 瓦屋新三郎
 いせ
 桑名三崎通 白木や惣八

同 惣七
 同 宮通 茶碗や又左衛門
 同 懸屋 五嶋や新助
 三州平坂 石川仙右衛門
 同 尾柿 角屋五左衛門

【史料 13】は 1854 年（安政元年）に、関幸助が瀧田金左衛門と渡辺与三左衛門から、常滑焼の販売先である瓶屋との取引の権利を 2 年の約束で預かった際の証文である。預かることになった瓶屋は新川筋・三州筋・蟹江・「戊亥」の 34 軒である。「戊亥」は戊亥の方角つまり常滑からみて北西に当たる地域のことを指すと思われる。この 34 軒の得意先の預り料として関幸助は 1 年につき 8 両を支払うことになっている。

【史料 14】は「万家督之控」に記された瀧田金左衛門が 1862 年（文久 2 年）に手に入れた常滑焼の販売先である。37 軒を 30 両で庄七から買い取っているが、その内半分は関幸助に譲渡することになっており、その代金として 15 両を受け取っている。

この得意先売買については、売買証文も伝来していて⁽³⁶⁾、譲受主は瀧田金左衛門である。この証文では、譲り受けた得意先は【史料 14】と同じであるが、一部の得意先に注記が書き加えられている。納屋・瓶屋吉右衛門、七間町・尾沢屋清兵衛には「△弥」、墨俣・才木屋宗兵衛には「△〇」、平坂・石川仙右衛門、尾柿・角屋五左衛門、桑名・白木屋惣八、同・惣七には「△幸」と注記されている。「弥」は亀岡弥七、「〇」は瓶屋（渡辺）増右衛門、「幸」は関幸助と思われる。当初は庄七から買い取った得意先の内 7 軒を 3 名に転売するつもりだったのが、半分を関幸助に 15 両で売り渡すことに変更されたのであろうか。この時に関幸助が 15 両で買い取った 13～14 軒は史料上では判明しない。また、△が付されたなかでも、平坂の石川（瓶屋）仙（専）右衛門はこの後も瀧田家との取引が確認される。実際にどの得意先（瓶屋）が誰の持ち分となっていたのか、どのように移動したのかについては検討の余地がある。

【史料 13】【史料 14】に名前が出てくる瀧田金

左衛門や関幸助、亀岡弥七、瓶屋増右衛門は、いずれも瓶仲買である⁽³⁷⁾。【史料13】【史料14】から、瓶仲買にとって、常滑焼の取引相手が金銭をとまなう売買や貸借の対象となっていることが明確である。瓶仲買の間では、取引相手はそれ自身が商品価値を持つ「資産」であった。取引相手の「代金」は、地域や経営規模によって差があった可能性もあるが、ここでは複数の取引相手の合計代金しか判明しない。平均すれば、取引相手1軒の「代金」は1両余となり、預り料は金1分弱、代金と比較すると5分の1程度の設定であることがわかる。

さらに、取引相手は地域ごとにまとめて把握されていたこともわかる。【史料13】では、新川筋・三州筋・蟹江・北西地域（美濃・伊勢など）、【史料14】では、名古屋（城下）・山崎（愛知郡）・津島・美濃・桑名（伊勢）・三河と地域分けされている。

もう少し、取引相手の所在地を詳細にみていこう。7名の瓶仲買それぞれから額田県物産分会社に提出された1872年（明治5年）8～12月の常滑焼の取引実績の報告書が存在する。

【史料15】⁽³⁸⁾

濃州大垣船町瓶屋善右衛門殿行

十月廿九日 宮田弥助舟積入送り

一大瓶三拾四

一水かめ六ツ

一小物百五拾

〆

【史料15】は、亀岡弥七の報告書「瓶数覚」の冒頭部分である。このように取扱商品の種類と数量、出荷日、出荷先、輸送手段が記されている。商品の分類が多少異なることを除けば、他の瓶仲買の報告書もほぼ同様である。これををまとめたのが【表5】である。

【史料13】【史料14】【表5】にみられる「瓶屋衆」つまり取引相手から、常滑焼が環伊勢湾地域においてどのように流通したのかを考えてみよう。常滑焼の製品は、常滑の瓶仲買からこれらの史料に名前のある取引相手の商人に販売され、そこから

周辺地域へ卸売・小売されたものと思われる。

環伊勢湾地域における市場の一つは名古屋である。名古屋城下での商人の所在地を示したのが【地図A】である。名古屋城下の商人の所在地は、3つに分類される。

一つは広小路や七間町、京町通といった城下の中心部である。これらの場所に居を構える商人からは、主に名古屋城下の小売業者あるいは消費者に常滑焼が販売されたのであろう。名古屋城下の需要に対応する商人たちと思われる。

もう一つは大曾根・赤塚・駿河町・西押切町など、名古屋から各方面へ伸びる街道筋の出入口にあたる場所である。大曾根・赤塚は下街道（善光寺街道）、駿河町は駿河街道、西押切町は美濃路の名古屋からの出口付近に位置する。この場所で商売を営む商人たちは、城下だけではなく街道沿いの郊外へ広がる市場を持っていた可能性が高い。

もう一つが新橋・日置から江川筋といった堀川沿いや中下地区の商人たちである。これは堀川という輸送の利便を優先しての立地であろう。と同時に、堀川付近からは佐屋街道・柳街道・美濃路と名古屋から西・西北方面へと街道が伸びている。名古屋城下の西側に位置する村々への販売も期待できる場所であろう。

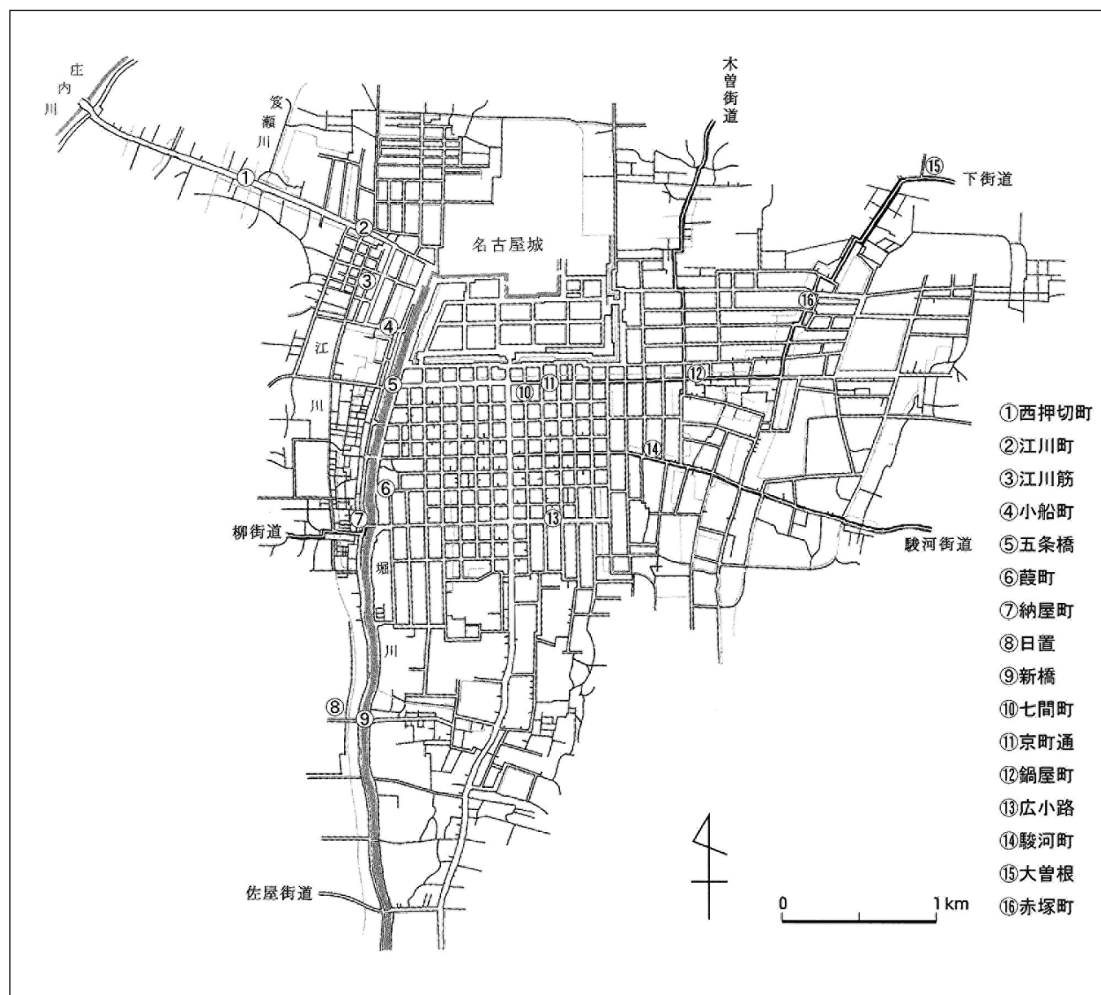
つぎに、尾張（知多半島を除く）・美濃の取引相手の所在地を示したのが【地図B】である。この地域では、日本を代表する焼物生産地である瀬戸周辺や多治見・土岐を抱える東濃地域には取引相手の存在は確認できない。常滑焼の流通先としては想定されていなかったのであろう。

それを除く尾張北部から西部、中濃・西濃に取引相手が点在する。取引相手の所在地の多くに共通するのは、川湊や川から比較的近い場所であることである。新川沿いの下之一色・砂子・新川橋・清洲・平田・比良、日光川沿いの蟹江・勝幡・儀長・萩原・一之宮・瀬部、木曾川沿いの十町野・駒塚・起・笠松・無動寺・草井・犬山、長良川沿いの秋江・堀津・竹ヶ鼻・墨俣・河渡・尻毛・池上・湊・側島、揖斐川とその支流沿いの今尾・白石・大垣・結・呂久・神戸・北方と川沿いに取引相手が存在していることがわかる。無動寺・湊・呂久などは

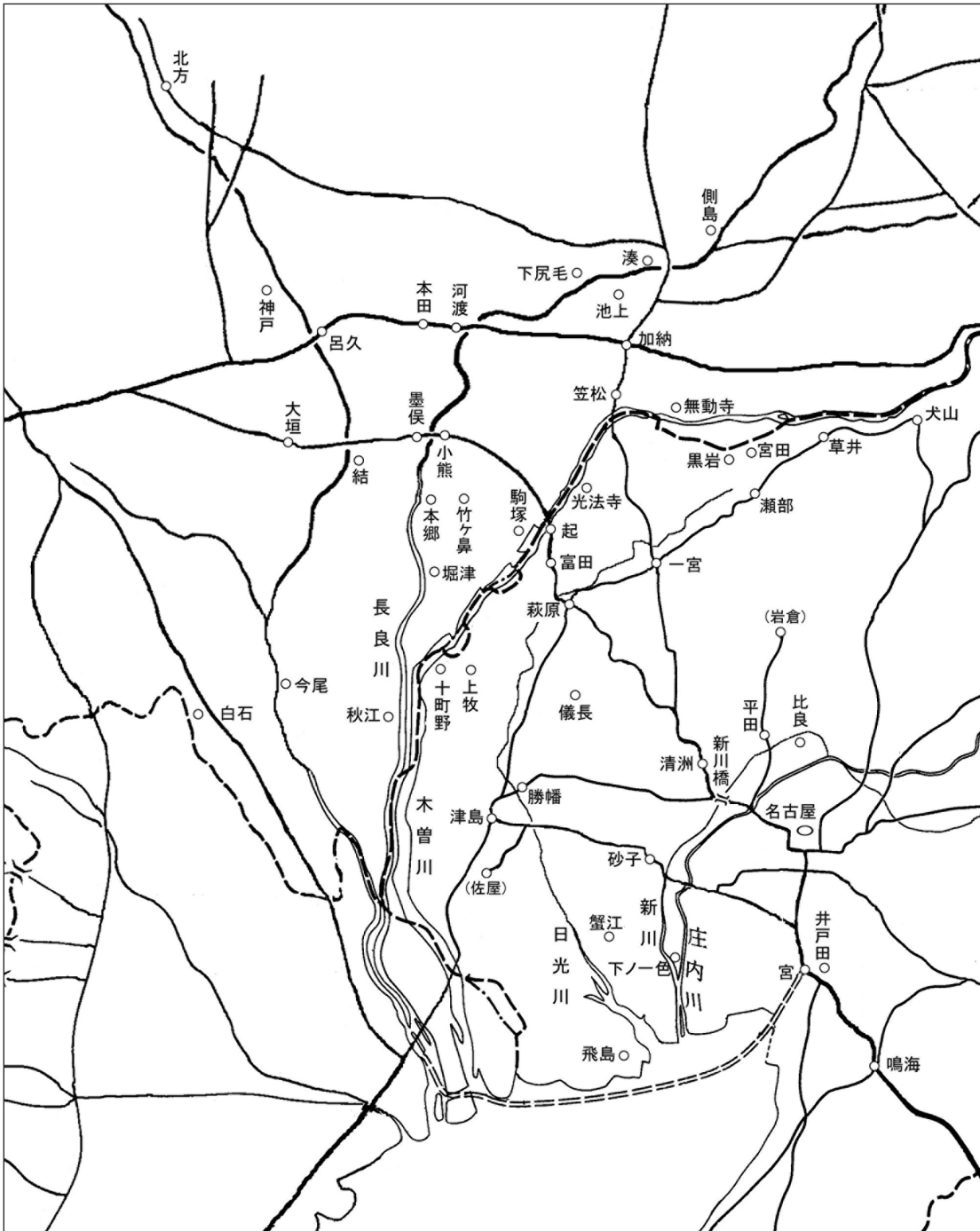
表 5 環伊勢湾地域における 1872 年の取引実態

仲買名	取引先 (尾張)	取引先 (三河)	取引先 (美濃)	取引先 (伊勢)	船籍	商品
関栄助	名古屋・(五条橋)大橋屋久平、(段町)瓶屋吉右衛門、(鍋屋町)小沢屋清右衛門、(大曾根)瓶屋系助、(小舟町)久木屋又助、(幅下江川筋)橋屋甚左衛門 宮・(材木町)大西屋甚藏、(中道)白沢屋喜左衛門 鳴海・八百屋幸太郎	小垣江・角屋伍左衛門	湊・又四郎 庄八、瓶屋龜右衛門 所毛・四郎右衛門 竹鼻・久平 笠松・久七 加納・(大町)庄八、(大野)久之助 駒塚・源内 光法寺・宅平 河渡・嘉兵衛 本田・源八 小沢・太郎右衛門	桑名・(今一色)喜右衛門、惣次郎、(矢田町)弥助、(新町)与三八、(宮通)又左衛門、(三崎通)惣八、(西川原)兼吉、(鍋屋町)仁平	[尾張]常滑・市場	大瓶 330 小瓶 2958 井戸 88
関幸助	起富田・彦五郎 一宮杉戸・忠助 上牧・弥三郎 犬山・文助 草井・与四郎		笠松・太田屋勘三郎、瓶屋久七 北方・平三郎、勝左衛門 松野屋喜右衛門 大垣・岡田屋治助、平 竹ヶ鼻・茶碗屋久平 豊原・十一屋大三郎 江西・干瀬屋藤九郎 湊・瓶屋龜右衛門 池之上・保五郎 十丁野・才次郎 秋江・喜兵衛		[尾張]常滑・草井 ・十ヶ野 [美濃]湊・北方 ・長良・本郷・小嶋	大瓶 675 小物 6933 井筒 387
渡辺増右衛門	下之一色・桂三郎 黒岩・文左衛門、幸八 瀬部・網屋半兵衛 宮田・甚助 戴・八百屋仁三郎	赤根・平野屋太郎吉			[尾張]常滑・宮田 [三河]赤根 [美濃]北方・湊 ・長良	大瓶 766 井戸 356 小物 6163
渡辺九郎兵衛				津・明石屋喜兵衛、(岩田)角屋与左衛門 部田・瓶屋新五郎 松崎・松嶋伴右衛門 川崎・野村平七、(船江)油屋半左衛門	[尾張]常滑 [伊勢]津・松崎 ・川崎	大物瓶 463 小物 2796
亀岡弥七	名古屋・(堀川)牛田角兵衛、(白置)野間屋忠七、(茵町)瓶屋吉右衛門、(五条橋)大橋屋新兵衛、(京町通)小沢屋清右衛門、(幅下西押切町)瓶屋儀平 萩原・橋本屋周助 饒長・材木屋口藏 西之口・要右衛門 高横須賀・古手屋小助、八百屋権次郎	高浜・瓶屋伝七	大垣船町・瓶屋善右衛門 神戸・菓子屋安七 (不明)油屋源助 今尾・瓶屋甚平、松野屋源八	四日市・薦屋孫次郎、(福之町)浜口清八、(北納屋町)平屋屋九右衛門、(新町)魚屋七郎兵衛、(中町)米屋甚六、(西町)黒田喜兵衛	[尾張]常滑 [美濃]宮田・下方 ・座倉・船付	大瓶 235 水瓶 107 井戸 97 小物 2545
瓶屋新兵衛			笠松・村田重兵衛	大湊・山中彦兵衛	[尾張]常滑	大瓶・小瓶 ・井戸 2180
松下孫右衛門	日光川・源藏 勝幡・梶浦藏右衛門	吉良吉田・小納屋弥助	大垣・いまり屋半兵衛 今尾・瓶屋甚平		[尾張]常滑	瓶額 158 井戸 102 ねこ 50 小物 382

* 加藤家旧蔵文書から作成 (関栄助 8-124 / 関幸助 8-95 / 渡辺増右衛門 8-114 / 渡辺九郎兵衛 8-187 / 亀岡弥七 8-277 / 瓶屋新五郎 8-117 / 松下孫右衛門 8-282)。



地図 A 名古屋城下の取引相手所在地



地図B 尾張・美濃の取引相手所在地

※河川以外の実線は街道を示す。

※佐屋・岩倉は街道の末端であり、取引相手の所在地ではない。

それぞれの河川の川湊である。津島は海部郡の海岸部からならどの川をたどっても行きつくことができる場所にある。

常滑焼の瓶のような大きな荷物の輸送にもっとも適しているのは船である。【表5】の「船籍」欄からは、常滑の船だけでなく、取引相手の存在する河川の中流域周辺の川舟が製品輸送に利用されていることがわかる。【地図B】とあわせると、川舟を有効に利用して川沿いの取引相手に荷を下ろしていった様子うかがえよう。

また、取引相手の所在地のなかには、城下町である大垣、今尾・笠松・竹ヶ鼻などの町場が展開している場所もある一方、それほど商業がさかんであったとは思えない場所も多い。また、町場の取引相手には屋号を持つ商人が多いが、他の場所では屋号が記されていない取引相手も少なくない。屋号の有無だけで確定することはできないが、屋号を持たない商人の経営は比較的小規模であることが多いと想定される。町場の大規模な商人に大量の製品を卸して、そこから周辺地域へ販売するという方法より、取引規模は小さくても需要のある、より消費地に近い場所で、経営規模の小さい商人を利用した細やかな常滑焼販売網が形成されていたと思われる。

その他、尾張では宮・鳴海、伊勢では桑名・四日市・部田・津・松崎・黒部・大湊・河崎、三河では小垣江・高浜・松江・鶴ヶ崎・平坂・吉良吉田・大島・三谷・赤根・田原などに取引相手が確認できる。いずれも沿岸部に位置する。

城下町や宿場町である宮・鳴海・桑名・四日市・津などはそこでの消費が期待できる場所である。黒部や松崎は松坂の、大湊や河崎は宇治山田（伊勢）の外港にあたる。参宮客の接待や宿泊・食事などで必要な物資として常滑焼が使われていたと思われる。平坂は矢作川、吉良吉田は矢作古川、津は安濃川、松崎は三渡川の河口に位置する湊である。この湊に荷物を下ろすことにより、さらに内陸にも運ばれていったことが想定できる。

(2) 環伊勢湾地域に流通した常滑焼製品

【表5】によると、環伊勢湾地域向けに販売し

た常滑焼製品は、大瓶・小瓶・井筒（井戸）・小物などと分類されている。【表6】は1868年（明治元年）環伊勢湾地域で販売された常滑焼製品の仕入価格表である。【表6】から仕入価格が1個単位のもの10個単位のものがあることがわかる。

1個単位の仕入価格が示されているものは大型の瓶である。【表5】の大瓶はこの種の瓶であろう。1個単位で販売される瓶類のなかには、広や間狭など江戸市場と同じ名称の製品もあるが、八倉・九倉・内羽・蓮瓶など江戸の瀬戸物問屋との取引では登場しない瓶も多い。すでに述べたように、反対に江戸向けの高級品道明寺瓶の取引はほとんど確認できない。これらの大瓶は、「キヅ物」つまり多少品質が劣る製品であっても商品価値があったとみえ、その場合の仕入価格も示されている。

10個単位で販売されている製品は史料上でも「小物」と記されている。【表5】の小物はこれに対応すると思われる。【表6】の小物には、火床（くど）などの厨房用品、いぶし（蚊燻し）、大和風呂・釣鐘・猫などの暖房用品などが多く含まれる。

【史料16】⁽³⁹⁾

（前略）此度左之通少々御御注文申上候間、此状着次第直様御積入可被下候

注文書

一無頭蓮瓶五枚

一大々蓮瓶拾枚

一中大蓮瓶拾枚

一大蓮十枚

一大和風呂十五

一七りん廿

〆

前書之通何卒至急入用候間、直様御差送可被下候

七月廿五日

竹屋源右衛門店

瀧田幸治郎殿

【史料16】は、1873年（明治6年）と推測される清洲の竹屋源右衛門からの注文である。環伊勢湾地域で常滑焼を扱う商人からの注文としては典型的な例といえよう。大小さまざまな蓮瓶のほか、大和風呂と七輪を注文している。大和風呂（風

炉) は、一部を短冊状に欠いた桶形の炉で、火鉢としても用いられる。【表6】以外の価格表には五徳・火鉢などが含まれていることもある。いずれも熱を加えて用いる赤物の製品である。これらは、江戸には出荷されず環伊勢湾地域限定で流通し、この地域の人々の生活用品として用いられていたのである。

江戸で「細工物」といわれる急須や徳利が環伊勢湾地域でまったく流通しなかったわけではない。知多半島内部では、すでに天保期に常滑焼の急須が流通していた。

【史料 17】⁽⁴⁰⁾

一常滑焼きびしやふ

元方御当地常滑作右衛門方

百文ニ付 買入直段五ツ

壱ツ代十九文二分当ル

売直段廿六文

売徳三割五分四厘

一徳利

元方御当地常滑作右衛門方

買入直段百文五ツ 壱ツ代十九文二分当ル

売直段廿六文

売徳三割五分四厘

表6 1868年常滑焼の仕入れ価格

製品名	細目	単位	価格	キツ物	製品名	細目	単位	価格	キツ物
八倉		1	1 匁 3 分	半額	はそり		10	10 匁	
大半		1	6 分 7 厘	半額	くど	5 升	10	7 匁 8 分	
小八倉		1	8 分 4 厘	半額	くど	4 升	10	6 匁	
内羽		1	1 匁 9 分	半額					
広		1	3 匁	半額	角火	8 寸	10	7 匁	
九倉		1	4 匁 1 分	2 匁 9 分	角火	9 寸	10	8 匁 7 分	
大九倉		1	4 匁 6 分	3 匁 2 分	角火	尺	10	10 匁	
あいさ		1	5 匁 6 分	4 匁 4 分	角火	尺 1	10	12 匁	
中あいさ		1	7 匁 2 分	5 匁 8 分	蚊いぶし		10	4 匁	
大藍瓶		1	7 匁 9 分	6 匁 5 分	蚊いぶし	大	10	6 匁 2 分	
大夏目		1	2 匁 2 分	半額	蚊いぶし	中	10	4 匁 5 分	
小夏目		1	1 匁 4 分	半額	大和風呂		10	5 匁 8 分	
大々蓮		1	2 匁 9 分	半額	釣鐘	大	10	3 匁 5 分	
中大々		1	1 匁 7 分	半額	釣鐘		10	2 匁 5 分	
大蓮		1	1 匁	半額	焼猫		10	2 匁 9 分	
すひつ		1	1 匁 3 分	半額	焼猫	大	10	3 匁 8 分	
八寸井戸		1	3 匁 7 分	2 匁 8 分	杓	尺	10	10 匁	
八寸半井戸		1	1 匁	半額	樋	7 寸	10	7 匁	
たが	8 寸	1	4 匁 5 分	3 匁 7 分	樋	5 寸	10	4 匁 1 分	
たが	6 寸	1	2 匁 8 分	2 匁	樋	4 寸	10	2 匁 3 分	
くど	6 寸	1	2 匁 5 分	半額	樋	3 寸	10	1 匁 7 分	
くど	5 寸	1	1 匁 3 分	半額	印籠	4 寸	10	4 匁 1 分	
小二尺		1	5 匁 6 分	4 匁 5 分	印籠	3 寸	10	2 匁 9 分	
中二尺		1	6 匁 7 分	5 匁 5 分	大てぎ		10	4 匁 3 分	
大二尺		1	7 匁 8 分		中てぎ		10	2 匁 9 分	
半切		10	1 匁 7 分		角てぎ		10	2 匁 2 分	
大半切		10	4 匁 2 分		小くら		10	1 匁	
大半切		10	5 匁 5 分		仏供	小	10	1 匁 4 分	
小蓮		10	2 匁 9 分		仏供	大	10	1 匁 7 分	
中半		10	5 匁 3 分		ぬり	3 升	10	2 匁 8 分	
中蓮		10	5 匁 8 分		ぬり	2 升	10	2 匁 6 分	
大丸		10	1 匁 7 分		ぬり	1 升	10	1 匁 7 分	
大丸さら		10	1 匁 7 分						
大瓶子		10	1 匁 5 分						

* 瀧田家文書 17-48-3 より作成。

【史料 17】は、1843 年（天保 14 年）8 月に尾張藩が、各地の消費物資の価格を調査し、値下げを命じたときの史料である。乙川村の源治郎が扱う商品のなかに、常滑の作右衛門の作った急須と徳利が含まれている。米 1 升 80 文、酒 1 升 115 文、饅頭 1 膳 14 文という同時期の小売値段と比較すると、徳利・急須はそれほど高価な商品ではなかったと思われる。

【史料 18】⁽⁴¹⁾

口演

一水瓶 一油瓶 一藍瓶
 一焼酎瓶 一茶壺 一せんべい瓶
 一きびせう 一徳利 一かん壺
 一肴組鉢 一伏越シ杓

右之外陶器類品々今般常滑村より出売仕候ニ付、為御披露格別下直ニ差上可申候間、御用沢山被仰付被下候様、奉願上候、以上

未二月

名古屋西水主町

常磐屋正吉

【史料 18】は、名古屋西水主町・常磐屋正吉の広告である。西水主町は堀川沿いに位置する。常磐屋正吉の広告は『常滑窯業誌』にも 1857 年（安政 4 年）のものが紹介されている。その広告では瓶類や茶器類の特徴が製品ごとに記されている。【史料 18】はそれに比べると簡単なものであるが、ほぼ同じ時期とすれば 1859 年（安政 6 年）のものであろうか。急須や徳利、鉢などが取扱商品として明記されている。

幕末期には、環伊勢湾地域の取引相手からの注文にも急須や徳利が数多くみられるようになる。砂子の吉田屋久三郎からは、瓶類とともに 5 合入の「キヒシヨ」30 個の注文があった⁽⁴²⁾。平坂の瓶屋専右衛門からは、瓶類や蚊いぶし・大和風呂とともに、火色の 1 合徳利 10 本・黄色葉掛の 1 合徳利 20 本、「車」1 升徳利・5 合徳利各 20 本の注文が入っている⁽⁴³⁾。

名古屋広小路の広瀬屋武助も、「火色丸形」の急須を 504 個仕入れている。この時の急須は「至而不出来」として値引きされ、総額 282 匁余で買

い取りとなった⁽⁴⁴⁾。単純に割ると 1 個当たり 0.56 匁程度になり、価格だけを比較すると江戸でも高めの急須と同程度である。先に述べたように江戸では急須の価格にも幅があった。常滑焼以外の製品も含めてさまざまな商品が流通するなかで、消費者が品質・価格などを基準にして商品を選択することが、江戸市場では可能であったと思われる。これに対して環伊勢湾地域の市場はどうであったのか。現時点ではこの地域での急須流通を示す素材が少なく今後の検討が必要であるが、消費者の選択幅の広狭は市場のあり方の違いを考える一要素となるであろう。

平坂・瓶屋専右衛門の徳利の注文は詳細であり、広瀬屋武助の急須の品質に対する要求も厳しい。環伊勢湾地域の市場もしだいに成熟していったと思われる。

【史料 19】⁽⁴⁵⁾

願書

同県海東郡新川堤通

茶屋新田港 久野勝左衛門

以急便申上候、此間出港之砌御願置候焼物之儀、一昨四月一日当港江着船仕、右之儀金子様江談事合仕候処、徳利之儀サメ焼宜敷様申ニ付、右サメ焼三千本并ニ此間出港之砌ニ拝見仕置角焼之真焼徳利千本、外ニ水瓶・肥瓶貳荷、以上之キヌ物船都合宜敷様御積送り可被下様奉願、右荷物着ニ相成候ハ、此間御願置候様、半金之儀者金子又者米酒灰当港産物之品何ニ而茂差上申候間、何卒急々積送り可被下候様奉願候也（中略）

明治九年子四月三日 茶屋新田港

久野勝左衛門㊤

二啓、御願申上候右之焼物、唯今出来合無之候バ、何日迄ニ出来ニ相成候様御返事可被下候様奉願上候、以上

知多郡北条麻辺

瀧田竹三郎様

【史料 19】は、1876 年（明治 9 年）に茶屋新田の久野勝左衛門から瀧田竹三郎宛てた願書である。常滑焼の製品が到着したにもかかわらず、

徳利はサメ焼がよいという理由でさらにサメ焼の徳利 3000 本と角形の真焼徳利 1000 本の追加出荷を依頼している。角形の徳利というのもあまり一般的な形状ではないであろう。その一方、水瓶や肥瓶は傷物でよいというのである。江戸と同じように環伊勢湾地域でも、機能優先の製品と機能だけではなくデザイン性が求められる製品に分化してきたことが読み取れる。

おわりに

本稿では、江戸と環伊勢湾地域における常滑焼の流通のあり方を、取引相手と製品の種類に焦点をあてて検討してきた。江戸での取引相手の性格、中心的な取引相手との瓶と細工物の取引の実態を明らかにした。環伊勢湾地域では、取引相手が瓶仲買間で販売・貸借される「資産」であったこと、取引相手が湊や街道筋などの輸送・販売の利便性の高い場所に点在し細かな販売網ができていたこと、暖房具・厨房用品など江戸とは異なる製品が環伊勢湾地域における重要な商品として流通する一方、瓶はもちろん細工物も販売され、商品に求める価値もしだいに高くなる傾向が認められることなどを指摘した。

近世常滑焼の研究蓄積は、考古学においても歴史学においてもまだ浅い。本稿では瀧田金左衛門家に関係する史料の検討を行ったが、全体的な傾向をつかむことを優先した。個別の取引をさらに詳細に分析することで、新たにみえてくる点もあると思われる。また、この他に常滑焼の生産・流通に関わる史料の発掘が望まれるのはもちろんである。

近世常滑焼を考える上で、本稿では言及しなかったが今後検討すべき課題も多い。

その一つは、生産の問題である。瀧田金左衛門家は、窯の権利を共同所有しているが生産の現場には直接関わっていないと思われる。したがって、瀧田家に関する史料だけで生産の実態を全面的に明らかにすることは難しい。また、窯の構造や各種製品の製法は、文字には残されない技術や口伝が果たす役割が大きいであろう。しかし、現在わかっている史料からでも、窯の運営や生産現場の

あり方について、明らかにできる点も数多くあると思われる。

さらにもう一つは、生産者も含めて近世常滑焼に関わる人や地域の関係である。瓶仲買については、中野晴久氏の史料発掘に続き、本稿でもその販売網の一端を明らかにした。流通業者や流通システムが存在しないような状態では、江戸市場はもちろん環伊勢湾地域でも何万、何十万という大量の常滑焼製品が流通することはありえなかったであろう。

今後は生産から流通・消費までの関係を具体的に明らかにしていくことが求められる。たとえば、北条・瀬木・常滑の3ヶ村の関係、生産者の性格付け、生産者と瓶仲買の関係、常滑船を中心とした廻船が果たした役割、各地の間屋から先の流通・販売ルート、生産者・流通業者と尾張藩との関係など、検討すべき点は多い。

瀬戸・美濃焼をはじめ焼物は国産品として各藩の保護・統制の下で流通している場合が多い。しかし、常滑焼はごく一時期を除いては国産品とならず一般の消費物資として市場を広げていく。近世常滑焼の生産から消費までを明らかにすることは、当該時期を庶民の生活の視点から描き出すことにもなるであろう。

注一覧

- (1) 2012年、編集・愛知県史編さん委員会、発行・愛知県。
- (2) たとえば、成瀬晃司・堀内秀樹「消費遺跡における陶磁器の基礎的操作と分析」(『東京大学本郷構内の遺跡 医学部付属病院地点』、1990年3月)、赤羽一郎「随考・近世常滑甕と武家の墓制」(植崎彰一先生古希記念論文集刊行会編『植崎彰一先生古希記念論文集』、1998年3月、真陽社)、中野晴久「茗壺・急須ノート」(『常滑市民俗資料館研究紀要』12、2006年)など。
- (3) 1912年、発行・常滑町青年会。
- (4) 1974年・1976年、発行・常滑市役所。
- (5) 『常滑市民俗資料館研究紀要』3、1988年。
- (6) 『常滑市民俗資料館研究紀要』9、2000年。
- (7) 前掲注(1)。
- (8) 常滑市所蔵。
- (9) 日本福祉大学知多半島総合研究所所蔵。
- (10) 『常滑窯業誌』(前掲注(4))。
- (11) 『窯業民俗資料調査報告』2(1975年、編集・発行・愛知県教育委員会)。
- (12) 前掲注(5)の中野論文。
- (13) 前掲注(2)の中野論文。
- (14) 拙稿「近世後期の庶民生活と物流」(『歴史と地理』610、2007年12月)。
- (15) 窯の構造などについては、前掲『愛知県史』別編・窯業3、『常滑窯業誌』などを参照。
- (16) 名古屋市蓬左文庫編『尾張徇行記』(発行・愛知県郷土資料刊行会、1976年)より引用。カタカナのひらがなへの変更、読点の補足などを適宜行った。
- (17) 『尾張名所図会』。
- (18) 東京都公文書館編集『重宝録』第四(2003年、東京都生活文化局広報広聴部広聴管理課発行)。
- (19) 森本伊知郎『近世陶磁器の考古学 出土遺物からみた生産と消費』(2009年、雄山閣)。
- (20) 加藤家旧蔵文書11-36(以下、加藤11-36のように略記する)。
- (21) 瀧田金左衛門家文書28-7(以下、瀧田28-7のように略記する)。
- (22) 肥田家文書1-266-15。肥田家は常滑村の庄屋を勤める家柄で、代々「小兵衛」を名乗った。
- (23) 肥田家文書1-266-4。
- (24) 瀧田27-4-14-13。
- (25) 瀧田24-11-13-16。
- (26) 瀧田24-11-29-6など。
- (27) 鮫焼の説明は『常滑陶器誌』による。
- (28) 『愛知県史』資料編17・近世3(2010年、編集・愛知県史編さん委員会、発行・愛知県)。史料番号195。
- (29) 瀧田24-11-32-6。
- (30) 瀧田24-12-21-3。
- (31) 瀧田14-32-2-29。
- (32) 加藤7-280-4-3。
- (33) 加藤7-121-7-9-2。
- (34) 加藤10-124。
- (35) 加藤1-17(抜粋)。
- (36) 加藤5-28-14。
- (37) 1872年(明治5年)額田県物産分会社に鑑札の下付を願い出ている瓶仲買は、瀧田金左衛門・水野龍助・渡辺増右衛門・松下孫右衛門・亀岡弥七・関幸助・関栄助・渡辺九郎兵衛・渡辺新兵衛・鯉江佐平治の10名である。中野晴久氏は、これらの瓶仲買の顔ぶれは幕末期から大きな変動はないと推測している(前掲注(5)の中野論文)。
- (38) 加藤9-277。
- (39) 加藤7-261-46。
- (40) 乙川村「諸品直段書上帳」(『半田市誌』資料編V所収)。
- (41) 加藤10-161。
- (42) 加藤7-33-27。
- (43) 加藤7-33-22。
- (44) 加藤5-30。
- (45) 加藤11-60。